

岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度にかかるQ&A
【計算表】

1. 計算方法	
Q1-1	岡山県ホームページにある温室効果ガス排出量計算表ではなく、自社で使用している様式を使用してよいですか。
A1-1	排出量の検算確認のため、温室効果ガス排出量計算表、又はそれに準ずるものの提出をお願いしています。 岡山県ホームページにある温室効果ガス排出量計算表以外でも構いませんが、計算ミス等を防ぐため、可能な限りこの計算表を使用してください。 別の様式等を使用する場合は、当該ホームページに掲載している手引きのとおり計算できるよう、確認をしてください。 ※適宜排出係数等を変更してまいりますので、報告時はHPから最新の提出年度の計算表をダウンロードして使用してください。
Q1-2	工場などの事業所が複数ある場合、工場ごとの計算表を作成する必要がありますか。
A1-2	すべての工場等の使用量を合計した計算表のみで構いません。 各事業所の計算表を提出していただいても問題ありません。
Q1-3	廃プラスチック等の廃棄物を化石燃料の代替燃料として用いる場合等、廃棄物及び廃棄物を原材料とする燃料の燃焼に伴うCO2排出については、エネルギー起源として扱うべきですか。
A1-3	廃棄物を燃焼する主目的がエネルギー回収である場合と、廃棄物を原材料とする燃料(廃油等から製造される燃料油や、廃棄物に該当しないRPF・RDF)を使用する場合は、エネルギー源として使用されていますので、その使用に伴うCO2の排出はエネルギー起源CO2として算定してください。また、廃棄物焼却施設などで廃棄物の焼却処理のみを行う場合のほか、廃棄物の焼却処理を主目的として副次的にエネルギー回収を行う場合等は非エネルギー起源として扱いますので、その際は非エネルギー起源CO2として排出量を算定してください。
Q1-4	温室効果ガス排出量計算表に入力する使用量の数値(A)は整数値ですか。有効数字の取扱いはどのようにしたらよいですか。
A1-4	原則小数点第1位を四捨五入した整数値で記入してください。また、温室効果ガス排出量はトン単位、削減率(%)は小数点以下1桁での表記(○. ○%)をお願いします。
Q1-5	燃料の管理をしている車両について、以下のような場合はエネルギー使用量を算定しますか。 ①自ら所有している車両。 ②リース車両。 ③自家用車を社用に利用して、経費を特定事業者に請求する場合。 ④特定事業者においてガソリン代の支払・管理をしている車両が、県外の出張所に置いてある場合。
A1-5	①～④の場合、エネルギーの管理権限を持っているかどうかで判断してください。原則、特定事業者が経費負担をする場合で、その車両の運行について直接的な命令を出すことができる場合に算定対象となります。一方、燃料費を含めた定額のリース契約の場合は対象に含まれません。
Q1-6	省エネ法では工事現場や仮設事務所のエネルギー使用量は対象外(県条例も同様の取扱い)ですが、そこで使用する車両の燃料は対象ですか。
A1-6	県条例では敷地外を走る移動体も対象に含めるため、車両の燃料はエネルギー使用量に含めます。
Q1-7	製品や廃棄物の運搬を業者に委託していますが、この車両は算定の対象ですか。
A1-7	運搬業を営む相手方との契約による場合は、算定の対象外です。
Q1-8	従業員の通勤用自動車のエネルギー使用量は、算定の対象ですか。 また、通勤または通学用のバスを外部委託して運行する場合、この車両は対象ですか。
A1-8	従業員の通勤用自動車は、算定の対象外です。 委託の場合、車両の燃料を管理している者が報告しますので、運行管理を含めて委託していれば対象外です。
Q1-9	弊社では、業務でレンタカーを利用しており、返却の際はガソリンを満タンで返しています。このガソリン使用量は算定の対象ですか。
A1-9	ガソリンの費用負担を特定事業者が行っている場合で、使用量が把握できるのであれば算定の対象です。 なお、車両の賃貸契約で、人夫賃、ガソリン使用料などの経費をまとめて外部に委託料として支払をしているときは、算定の対象外です。
Q1-10	都市ガスの使用による排出量はどのように算定しますか。
A1-10	次のどちらかの方法で算定してください。 ①都市ガス使用量(千m ³)×都市ガス事業者ごとの二酸化炭素排出係数(tCO ₂ /千m ³) ②都市ガス使用量(千m ³)×都市ガス事業者ごとの換算係数(GJ/千m ³)×都市ガス事業者ごとの炭素排出係数(tC/GJ)×44/12
Q1-11	電力の排出係数は、基礎排出係数と調整後排出係数のどちらを使用しますか。
A1-11	基礎排出係数を使用してください。令和7年度より、メニューごとの基礎排出係数が公表されていますので注意してください。 再エネ特約等の特別なメニュー以外は、基本的には「残差」を使用しますが、ご契約のプランが該当するメニューを必ず確認してください。 ※再エネ特約等の排出係数が0のメニューの場合は、排出係数を0に設定して算定します。 非化石証書については、計算表「8非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報」に記載してください(自動計算により排出量から差し引かれます)。 プランをご確認の上、二重に差し引かないようご注意ください。
Q1-12	電力会社の排出係数など、排出量の算定に使用する係数は年度毎更新されるようですが、計画期間の途中で排出係数が変わった場合、報告書の提出ではいつの時点の排出係数を使えばよいですか。
A1-12	各年度の報告書提出時に発表されている最新の排出係数を使用してください。 国が公表する電気事業者ごとの排出係数: https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html
Q1-13	自家発電に伴うCO2の排出はどのように算定しますか。 また、太陽光などCO2を排出しない自家発電による電気の自家消費はどのように算定しますか。
A1-13	県条例では、算定に含める電気は「他人から供給された電気」に限るため、電力の使用量としては算定しません。 ただし、自家発電のために使用した燃料は算定します。売却分については、それに係るエネルギー使用量を合計から除くことができます。 太陽光発電の自家消費についても、同様に算定しません(太陽光発電の場合、発電に使用する燃料もありませんので、エネルギー使用量は0となります)。

岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度にかかるQ&A
【報告書】

1. 様式について	
Q1-1	様式はどこで入手できますか。
A1-1	毎年、必要な様式を一式ホームページに掲載しています。エクセル機能について適宜必要な修正をしているほか、昨年度のデータが残る等記載ミスのもとになりますので、最新の様式をご準備の上、提出した計画書を見ながら作成してください。
Q1-2	実施している取組をすべて記入したいのですが、様式の記入欄に書ききれません。項目欄の幅を広げてよいですか。
A1-2	一律同様の様式で公表を行いますので、様式のレイアウトは変更しないでください。また、そのまま公表いたしますので、できるだけ簡潔に記述してください。
2. 記載方法について	
Q2-1	削減目標の達成・未達成はどのように判断すればよいですか。
A2-1	自主的に判断してください。考え方の一例として、削減目標を目標年次までの残存年数で割り戻していただき、達成できたかどうか判断する方法などがあります。
Q2-2	記入する取組は、県内の工場分だけでいいですか。他県にある本社の取組を記載できますか。
A2-2	取組主体を明記すれば、岡山県内の工場に限らず、記載できます。
Q2-3	数値目標の削減に直接影響しない環境配慮の取組や、岡山県以外の工場で省エネ設備の改修の取組は記載できますか。
A2-3	『その他特記事項』に記載できます。
Q2-4	事務所の緑化、太陽光発電、環境美化活動の取組を記載できますか。
A2-4	それぞれ『森林保全等吸収源対策への取組』、『再生可能エネルギーの導入』、『その他特記事項』に記載できます。報告年度に実施した取組又は今後実施予定の取組(継続取組含む)を記載してください。(過去の取組は記載不要です。)
Q2-5	『森林保全等吸収源対策の取組』は植林のような直接的な取組だけでなく、森林保全のための寄附行為なども記載できますか。
A2-5	記載できます。
Q2-6	『目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組』は、具体的な二酸化炭素削減量を数値で把握出来ないような取組も記載できますか。
A2-6	具体的な削減量の記載がなくても、記載できます。
Q2-7	計画書において、基準年度と目標年度の温室効果ガス排出量を、誤って有効数字3桁で記載していましたが、計画書の変更は必要ですか。(例:計画書→56.70tCO ₂ 、実際→56.789tCO ₂)
A2-7	重大な計算の誤りではないため、計画書の変更を必須とするものではありません(事業者の判断による計画書変更の提出を妨げるものではありません)。変更しない場合、報告書の基準年度と目標年度の温室効果ガス排出量は計画書どおり記載し、報告年度の排出量は実際の数値を整数で記載してください。
3. 計画期間中の対象要件・工場・事務所等の変更について	
Q3-1	計画作成時は「原油換算1,500kl以上」の要件のみ該当していましたが、計画期間中に「6.5ガス二酸化炭素換算3,000t」の要件にも該当するようになりました。計画書の変更は必要ですか。
A3-1	排出量目標が大きく変わることが考えられますので、要件に該当した年度を基準年度として、変更の計画書を提出してください。
Q3-2	A社は、令和6年度を基準年度とした計画書(計画期間が令和7年度～令和10年度)を提出しています。計画期間中の令和8年4月にA社とB社が統合してC社となった場合、どのように対応すればよいですか。
A3-2	令和7年度排出量(令和8年度報告分)は、提出済みの計画書に対する報告を提出してください。その際、報告書表紙(システム提出の場合は入力フォーム)の住所・名称はC社とし、報告書の名称・住所はA社を記載してください。また、統合によって排出量・目標が変わることが予想されます。以下を参考とし、C社として、令和7年度を基準年度とした計画書(計画期間が令和8年度～)を提出してください。 ・商号変更によってC社となった場合は計画書表紙(システム提出の場合は入力フォーム)を“変更”とし、計画書の「その他特記事項」へ変更理由を記載してください。 ・新規としてC社設立となった場合は計画書表紙(システム提出の場合は入力フォーム)を“新規”とし、計画書の「その他特記事項」へ統合内容を記載してください。
Q3-3	合併、分社、譲渡等を行ったため、年度途中で工場・事業場が新たに増加(又は減少)した場合、当該年度のエネルギー使用量はどのように算定しますか。
A3-3	合併等により、新たに増加した工場・事業場については、“合併等を行った日”から“当該年度の3月31日”までの当該工場・事業場のエネルギー使用量を算定します。同様に、分社等により工場・事業場ではなくなった工場・事業場については、“当該年度の4月1日”から“分社等を行った日”までのエネルギー使用量を算定します。
Q3-4	計画書に記入した工場が、計画期間中に廃止された場合、報告書の『県内の主な工場等』欄はどのように記載すればよいですか。
A3-4	閉鎖された工場の部分(該当番号の位置)は空欄としてください。削減目標等の変更を伴う場合は、計画書を変更してください。
Q3-5	計画期間中に新たな工場・事務所を開設した場合、報告書はどのように記載すればよいですか。
A3-5	削減目標等の変更を伴う場合、計画書の変更が必要です。削減目標等の変更を伴わない規模の新規開設である場合は、主な工場等には新たな事務所を記載せず、その他特記事項へ「新規事務所開設 ○○tCO ₂ 」などと記載してください。ただし、温室効果ガス排出量には、新たな事務所の排出量を忘れずに加算して報告してください。
Q3-6	『主な工場等の排出量』において、計画書に記入した排出量上位6箇所の工場の排出量が変動し、順位が変わった場合はどのように記載すればよいですか。
A3-6	計画書に記入した順番で記載してください。例えば、計画提出後に6番目と7番目の工場の排出量が逆転した場合でも、引き続き6番目の工場を記載します。

岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度にかかるQ&A
【計画書】

1. 様式について	
Q1-1	様式はどこで入手できますか。
A1-1	毎年、必要な様式を一式ホームページに掲載しています。エクセル機能について適宜必要な修正をしているほか、前回のデータが残る等記載ミスのもとになりますので、過去の計画書を参考にしながら最新の様式で作成してください。
Q1-2	実施している取組をすべて記入したいのですが、様式の記入欄に書ききれませんか。項目欄の幅を広げてよいですか。
A1-2	一律同様の様式で公表を行いますので、様式のレイアウトは変更しないでください。また、そのまま公表いたしますので、できるだけ簡潔に記述してください。
2. 目標設定について	
Q2-1	計画書の基準年度はどのように設定しますか。
A2-1	計画初年度の前年度が基準年度です。
Q2-2	計画期間は事業年度を問わず4月～翌年3月ですか。
A2-2	計画期間の年度は、4月～翌年3月で統一してください。
Q2-3	手引きでは、計画期間は5か年度以内で作成しなければならないと記載されていますが、当事業所では本社の定める10か年度のCO2削減計画に基づいて取組を実施しているため、10か年の計画書を提出してもよいですか。
A2-3	計画書を提出する日の属する年度から5か年度以内の期間で設定してください。令和8年度に提出する計画の場合は、最長で令和12年度までの計画期間を設定できます(令和8～令和12年度の5か年度)。
Q2-4	削減目標に原単位を選んだ場合も、総排出量の記載が必要ですか。
A2-4	総排出量も記載してください。
Q2-5	総排出量と原単位の両方の指標で目標を設定できますか。
A2-5	いずれかを選択してください。
Q2-6	当工場は既に最新設備を導入しており、当面これ以上のCO2削減のための設備投資は見込めません。設備改修を含まない削減計画でもよいですか。
A2-6	必ずしも設備改修を盛り込む必要はありません。設備投資以外の省エネの取組など、実施できる内容をご検討のうえ、目標を設定してください。
Q2-7	複数の製品があり生産量等では原単位の設定ができないため、省エネ法に基づく報告では、製品の売上げから原材料費を引いた付加価値生産額により原単位を算出しています。県条例において、同様の設定でもよいですか。
A2-7	手引きに記載している原単位の算出方法は一例ですので、省エネ法に基づく報告に使用されている方法等、事業者において適切な指標を設定してください。ただし、複数の原単位を設定することはできません。なお、原単位による目標設定をされた場合には、算出根拠等を記載してください。
Q2-8	省エネ法では原単位年間1%という削減の努力目標が示されていますが、県条例ではこうした努力目標はありますか。
A2-8	県から目標数値を示すことはありませんので、自主的に決定してください。なお、県としては岡山県地球温暖化対策実行計画で部門別の削減目標を設けていますので、こちらも参考にしてください。 https://www.pref.okayama.jp/page/841081.html
Q2-9	工場ごとに削減計画を個別に策定しているため、工場ごとに計画書を提出できますか。
A2-9	原則として、法人単位での提出となります。お手数ですが、各工場の削減計画を総括して目標を設定してください。
Q2-10	目標が達成できない場合、罰則はありますか。
A2-10	目標を達成できないことに対する罰則はありません。ただし、虚偽の記載をしたり提出をしなかった場合に、知事が勧告をする場合があります。
3. 記載方法について	
Q3-1	電気系統もエネルギー集計も別々の工場と事務所が同一敷地内に併設されていますが、『県内の主な工場等』において、工場と事務所を分けて記載してもよいですか。
A3-1	エネルギー使用量を別々に管理しているのであれば、同一敷地内であっても分けて記載できます。
Q3-2	どのような事業者がベンチマーク指標の対象となりますか。
A3-2	省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」で規定されています。詳細は資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。 URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/
Q3-3	記入する取組は、県内の工場分だけですか。他県にある本社の取組を記載してもよいですか。
A3-3	取組主体を明記すれば、岡山県内の工場に限らず記載できます。
Q3-4	数値目標の削減に直接影響しない環境配慮の取組や、岡山県以外の工場で省エネ設備の改修の取組は記載できますか。
A3-4	『その他特記事項』に記載できます。
Q3-5	事務所の緑化、太陽光発電、環境美化活動に取り組む予定ですが、記載できますか。
A3-5	それぞれ『森林保全等吸収源対策への取組』、『再生可能エネルギーの導入』、『その他特記事項』に記載できます。
Q3-6	『森林保全等吸収源対策の取組計画』は植林のような直接的な取組だけでなく、森林保全のための寄附行為なども記入してもよいですか。
A3-6	記載できます。
Q3-7	過去に行った環境配慮の取組について、『排出量削減のためのこれまでの主な取組』と『その他特記事項』のどちらに記載すればよいですか。
A3-7	『排出量削減のためのこれまでの主な取組』は主に直接的にCO2が削減される取組、『その他特記事項』はそれ以外の関連する取組を記載してください。

岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度にかかるQ&A
【計画変更】

1. 計画書の変更が必要な場合	
Q1-1	過年度に提出した計画書について、温室効果ガス排出量を誤った数値で報告していました。どのように対応すればよいですか。
A1-1	温室効果ガス排出量を訂正し、変更計画を提出してください。また、「その他特記事項」へ変更を行った理由を記載してください(例:一部事業所の計上忘れにより、基準年度及び目標年度における温室効果ガス排出量の訂正を行ったもの。)
Q1-2	計画作成時は「原油換算1,500kl以上」の要件のみ該当していましたが、計画期間中に「6.5ガス二酸化炭素換算3,000t」の要件にも該当するようになりました。計画書の変更は必要ですか。
A1-2	排出量目標が大きく変わることが考えられますので、要件に該当した年度を基準年度として、変更の計画書を提出してください。
Q1-3	A社は、令和6年度を基準年度とした計画書(計画期間が令和7年度～令和10年度)を提出している。計画期間中の令和8年4月にA社とB社が統合してC社となった。どのように対応するべきですか。
A1-3	令和7年度排出量(令和8年度報告分)は、提出済みの計画書に対する報告を提出してください。その際、報告書表紙(システム提出の場合は入力フォーム)の住所・名称はC社とし、報告書の名称・住所はA社を記載してください。 また、統合によって排出量・目標が変わることが予想されます。以下を参考とし、C社として、令和7年度を基準年度とした計画書(計画期間が令和8年度～)を提出してください。 ・商号変更によってC社となった場合は計画書表紙(システム提出の場合は入力フォーム)を“変更”とし、計画書の「その他特記事項」へ変更理由を記載してください。 ・新規としてC社設立となった場合は計画書表紙(システム提出の場合は入力フォーム)を“新規”とし、計画書の「その他特記事項」へ統合内容を記載してください。
Q1-4	計画書に記入した工場が、計画期間中に廃止・閉鎖された場合、計画書の変更は必要ですか。
A1-4	削減目標等の変更を伴う場合、計画書を変更してください。 削減目標等の変更を伴わない規模の廃止・閉鎖の場合は不要です。変更しない場合は、報告書の『県内の主な工場等』において、閉鎖された工場の部分(該当番号の位置)は空欄としてください。
Q1-5	計画期間中に新たな工場・事務所を開設した場合、計画書の変更は必要ですか。
A1-5	削減目標等の変更を伴う場合、計画書の変更が必要です。 削減目標等の変更を伴わない規模の新規開設である場合は、報告書において主な工場等には新たな事務所を記載せず、その他特記事項へ「新規事務所開設 ○○tCO ₂ 」などと記載してください。ただし、温室効果ガス排出量には、新たな事務所の排出量を忘れずに加算して報告してください。
Q1-6	計画書を提出した後で、国において新たにベンチマーク指標が定められたのですが、計画の変更が必要ですか。
A1-6	計画の変更は不要です。実施状況等報告書において報告してください。
2. 計画書の変更が可能な場合	
Q2-1	事業再編や事業方針の変更により、計画作成時と状況が大きく変わったため、計画期間や削減目標を変更することはできますか。
A2-1	可能です。変更計画書の「その他特記事項」に変更理由を記載してください。